

2020年4月30日

協議会会員各位

広島市域通所サービス連絡協議会

重要 広島市介護保険課 確認事項について

日頃は大変お世話になっております。4月21日付 広島市ホームページにて掲載された【介護予防・日常生活支援総合事業】「**新型コロナウイルス感染症の患者等への対応における報酬等の臨時的な取扱いについて**」のQ&Aについて、【広島市介護保険課】に当協議会が質問し回答を得たので報告します。

○ホームページ掲載内容 <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kaigo/151717.html>

問
新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合の報酬算定について
答
月の総日数から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求する。 また、通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が 一部の利用者に対して 利用自粛を依頼（新型コロナウイルス感染症の拡大防止の理由に限る。）した場合にあっても、 当該利用者に対しては同様に日割り とする。

広島県より「緊急事態宣言」が発出され、広島市においてもその内容が採用されました。その際、「通所系・短期入所サービス」においては【対象外】とされるが、『利用自粛依頼』（第24条により）の要請が出されました。それらの情報により、各事業所においては「利用自粛」の案内を作成され利用者家族及び包括・居宅へのお知らせをされたところもあろうかと思えます。

そこで、上記の報酬算定において『日割り計算』になる方、ならない方の取り扱いが難しいのではないかとありますが、今回の取り扱いに関しての広島市介護保険課からの回答は以下のようです。

- ① 事業所の休業ありきで「利用自粛」をお願いした場合（たとえば第45条等による）、または特定の利用者に「利用自粛」をお願いした場合には通達通り『日割り計算』を行う必要があります。その場合、日割りの計算発生日は、自粛を決定した日など事業所の判断によって設定してください。たとえば、連絡又はお知らせを出した日などになります。個別に違っても可能ですが**個別支援記録に残しておきましょう。**

- ② 事業所として休業はしないが「利用自粛」を利用者全員にお知らせ（休むことを前提とした内容では認められない場合があります）し、最終的に利用者又は家族からの申し出による『自己都合』によってお休みされる場合は、『日割り計算』ではなく『月額包括報酬』にできます。もちろん、「利用自粛」のお知らせを出す前に利用者又は家族よりお休みを希望された場合は、問2の回答通り『月額包括報酬』になります。なお、それらの対応の経緯に関しては、個別支援経過記録に残すようにしておきましょう。わからない場合は、【広島市介護保険課認定・給付係 TEL:082 - 540-2363】まで個別に問い合わせ確認して下さい。
- ③ 今回の実績報告において、包括・居宅より「『日割り計算』ではないか？」との問い合わせがあった場合は、その経緯をきちんと伝え、『月額包括報酬』が算定できるように説明しましょう。もし、まとまらない場合には、【広島市介護保険課認定・給付係 TEL：082 - 540-2363】まで個別に問い合わせ確認して下さい。

新型コロナウイルスに関する対応（情報提供・情報収集）につきましては、当協議会も広島市と協力してまいりますので、ご協力の程宜しくお願い致します。

広島市域通所サービス連絡協議会